

資産運用における指針

一般社団法人 日本損害保険協会

<はじめに>

損害保険会社は、これまで、金融の自由化、国際化、金融サービスの高度化、そしてコーポレートガバナンス改革が進む中、国内外の金融・資本市場に積極的に参画してきた。これに伴って、国民経済や国内外の金融・資本市場に及ぼす影響等、金融機関の一員としての責任の自覚がより一層求められている。

以下は、損害保険各社が、顧客の負託に応え、これまで培ってきた顧客からの信頼を維持・向上していくため、損害保険会社の資産運用における具体的な指針を示すものである。

なお、本指針に基づく運用については、金融・経済環境を勘案しつつ、各社が良識をもって対応していくこととする。

<資産運用における指針>

1. 損害保険業の公共性に鑑み、安全性、収益性及び保険金等の支払いに備えた流動性のみならず、公共の福祉や社会の課題解決に資するような資産運用を行う。
2. 経営の自己責任原則のもと、一層のリスク管理体制の充実・整備に努める。
3. 内外の金融・資本市場に対する影響を十分に考慮する。
4. 関連会社について、その資産運用行動が社会性・公共性に反することのないよう、その独立性に配慮しつつ、リスクベースで実効性のある指導・監督を徹底する。
5. 資産運用の状況を適切に管理するとともに、透明性を図るため、適時・適切に開示する。

以 上

制 定 1991 年 7 月 18 日
改 定 2010 年 3 月 18 日
改 定 2012 年 4 月 1 日
改 定 2020 年 6 月 9 日